

## 小規模修繕契約希望登録制度について

### 1 小規模修繕契約希望登録制度とは

小規模修繕契約希望登録制度（以下「小規模登録制度」という。）とは、地方公共団体の（工事等の）競争入札参加資格を有していない小規模事業者を登録し、当該地方公共団体の発注する小規模な修繕などの受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図る制度です。発注の上限額や対象業務等は地方公共団体によって異なります。

道内では、旭川市、恵庭市、帯広市、北広島市、室蘭市等において導入されています。

### 2 課題

- ・登録事業者の確保（競争性の確保）
- ・発注数・量の確保
- ・発注業務と受注業者が施工可能な業務内容のミスマッチ（相違）
- ・受注事業者が偏る傾向
- ・自治体における全体の発注量（額）が増えるわけではない  
（既存の入札参加資格登録事業者の受注機会の減少）

### 3 小規模事業者へのアンケート調査について

苫小牧市では、令和2年2月に小規模事業者を対象として、小規模登録制度にかかるアンケートを実施しました。

回答のあった54件（法人44件、個人事業主10件）のうち、建設工事の競争入札参加資格のない事業者で「本制度の導入を希望する」との回答は13件でした。

#### （参考）地方公共団体における入札参加資格について

地方公共団体の契約については、履行の確保を目的として、地方自治法及び地方自治法施行令で、競争入札に参加しようとする方の資格を定めることができるとされています。これにより、地方公共団体は、競争入札に参加する者に資格（入札参加資格）を告示し、資格審査を実施します。資格を有すると認定した事業者について、競争入札参加資格者名簿に登録しています。

#### （参考）苫小牧市公契約基本方針

苫小牧市では、苫小牧市中小企業振興条例、苫小牧市公契約基本方針に基づき、地域経済の活性化や市民生活の向上に資するため、以下の取組みを進めています。

- 1 地元・中小企業の優先活用
- 2 適切かつ合理的な範囲での分離分割発注による受注機会の拡大